



## 正しいごみの分別をしましょう ごみの分別について

清掃工場（環境管理課） ☎ 33・5003

ごみの減量と資源ごみの有効利用のために、もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、缶（飲料用、酒類用）、びん（飲料用、酒類用、調味料用）、ペットボトル、古新聞、古雑誌、ダンボール、古着、紙パックをきちんと分別してください。

### もえるごみ

● もえるごみは町指定のごみ袋に入れて袋の口をよくしばって出してください。

### もえないごみ

- もえないごみは中身の見える透明の袋に入れて出してください。
- スプレー缶やカセットボンベ、使い捨てライターは必ず使い切ってから出してください。
- 茶色のビンは資源ごみに分別してビンの収集日に出してください。

### 粗大ごみ

● 植木の枝、板ぎれなどは長さ1m以内、直径・厚さ5cm以内のものを出してください。

### 資源ごみ

- 缶は異物を取り除き、中を水洗いし、よく乾燥させてから中身の見える透明の袋に入れてください。
- びんは、異物を取り除き、王冠・キャップをはずして中を水洗いし、よく乾燥させてから中身の見える透明の袋に入れてください。
- ペットボトルは、異物を取り除き、キャップやラベルをはずして中を水洗いし、よく乾燥させてから中身の見える透明の袋に入れてください。

- ※リターナブルびん（お酒・しょう油の一升びんやビールびん、牛乳びんなど）は、洗浄してそのまま繰り返し使用できるびんです。販売店や酒屋などで引き取りを依頼してください。
- 古新聞（折り込み広告を含む）、古雑誌、ダンボール、古着、紙パックはひもでしばってください。
- ※紙パックは水で中を洗い、切り開いてよく乾燥させ、古新聞と分けて集積場へ出してください。

## 国民健康保険からのお知らせ 医療費を全額支払った場合、 申請すると費用の一部が支給されます

住民保険課 国保医療・年金係 ☎ 34・2097

国民健康保険の被保険者が次の理由で医療費を全額自費で支払った場合、申請すると費用の一部が支給されます。

- ① ギブス・コルセットなどの補装具の装着を行った場合
- ② 緊急時など、やむを得ずに被保険者証を提示しなかった場合

**支給額**  
療養に要した費用から一部負担金に相当する額を控除した金額  
(療養に要した費用とは保険適用費)

用額となります)  
(例) 3割負担の人：療養に要した費用の7割の額を支給  
**申請方法**  
申請に必要なものを持って、住民保険課へお越しください。

**申請に必要なもの**  
①の場合 被保険者証、印鑑、振込先の通帳、領収書、意見書、装具装着証明書

②の場合 被保険者証、印鑑、振込先の通帳、領収書、診療報酬明細書



特定健診は、医療機関で直接受診する個別健診と集団健診の2種類の受診方法があります。まだ受診していない人は受診しましょう。

### 集団健診の日程

- 実施日 11月10日(日)、12月8日(日)
- 場所 町民ホール(町役場西側)
- 受付時間 午前9時～11時
- 申込方法 5月末に発送した「特定健診のご案内」に同封の特定健康診査受診確認はがきで実施日の一週間前(必着)までに申し込んでください。ハガキがない場合は、電話での申込も可能です。



町では、災害発生時に自らを守るための適切な行動を取ることが困難な人を対象に「災害時要援護者名簿」を作成しています。

この名簿は災害が発生したときに、手助けが必要となる人の情報を地域の支援者や関係機関などに提供することで、災害が起こったときに地域の中で支援に役立てるためのものです。

名簿への登録を希望する人は登録申請をしてください。

登録するときには、支援のために必要な情報を支援者などに提供することへの同意が必要となります。

## 災害時に自らを守るための登録を 災害時要援護者名簿登録の案内

長寿介護課高齢福祉係 ☎ 34・2103  
健康福祉課障害福祉係 ☎ 34・2090

### 登録対象者

- ① ひとり暮らしで75歳以上の高齢者。75歳以上の高齢者のみの世帯の人
- ② 要介護認定者(要介護3～5の人)
- ③ 身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A判定所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ④ 重症難病患者
- ⑤ 乳幼児
- ⑥ 妊産婦
- ⑦ 外国人
- ⑧ ①～⑦以外で災害時に自ら避難が難しく、支援が必要な人(昼間・夜間ひとり暮らしなど)

### 登録方法

長寿介護課または健康福祉課にある災害時要援護者名簿登録申請書に必要事項を記入して提出してください。

**必要なもの**  
印鑑  
すでに登録申請書を提出している人へ

登録内容に変更のある場合はご連絡ください。

## より良いまちづくりを目指して

## 町民意見箱に寄せられた皆さんの声

町民意見箱に寄せられたご意見・ご提案」に対し、お答えします。

貴重なご意見・ご提案をいただき、ありがとうございます。

### 意見の概要

7月28日に山口県・島根県で発生した洪水災害と同様の災害が過去に田原本町でも発生しており、河川改修で対応されていますが、高齢者が多くなっており橋を渡って避難困難な地区もあり、避難場所の見直しをお願いします。

### 回答

避難所に適した構造や安全性を有している施設は非常に限られるため、新たに避難所を指定することは困難な状況ですが、通常の避難所での生活が困難な人々を収容するための福祉避難所について、今年度も新たに協定を締結し、1施設を追加しました。今後も更なる拡充を図ります。

また、町では避難所ごとに対象となる自治会を想定していますが、あくまでも目安であり、状況に応じてより避難しやすい避難所へ行くことができます。特に水害では、指定避難所への避難が最善であるとは限り

総務課安全防災係 ☎ 34・2059

ません。浸水前に早めに避難所に避難することが原則ですが、避難開始時に道路が浸水していたり、水路の増水時や夜間に道路と水路の境目が分りにくくなっていたり、避難所が遠い場合などでは、避難所へ避難するより、垂直避難(自宅や近所の2階以上への避難)をする方が安全な場合もあります。状況に応じて適切に避難し、身を守ることが大切です。

### 町ホームページ

指定避難所と対象自治会

[http://www.town.tawaramoto.nara.jp/05\\_others/disaster-prevention/shelter.html](http://www.town.tawaramoto.nara.jp/05_others/disaster-prevention/shelter.html)

### 町政やまちづくりに対する ご提案・ご意見をお寄せください

町民の皆さんからの声を、町政やまちづくりに活かすため、町役場1階、町ホームページに「町民意見箱」を設置しています。皆さんのご提案・ご意見をぜひお寄せください。

※氏名などの個人情報は、町民意見箱の業務以外に使用しません。

☎ 秘書広報課広報統計係 ☎ 34-2069